

平成 17 年 12 月 15 日

指定管理者の指定について（練馬区立しらゆり荘）

1 内容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立しらゆり荘の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 東京都知的障害者育成会

(2) 所在地

東京都新宿区西新宿八丁目 3 番 39 号 STS ビル内

(3) 代表者

理事長 山内 美代

3 指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで（3 年間）

4 選定の経過

平成 17 年 6 月 22 日	第 1 回指定管理者選定検討部会 (業務の範囲、社会福祉法人東京都知的障害者育成会を候補者とした理由、評価基準、指定の期間の検討)
6 月 23 日	社会福祉法人 東京都知的障害者育成会に説明
7 月 1 日～8 日	社会福祉法人 東京都知的障害者育成会の企画・提案書受付
7 月 14 日	経営診断委託
8 月 3 日	施設実地調査
8 月 11 日	第 2 回指定管理者選定検討部会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施・評価・採点)

8月29日	練馬区指定管理者選定委員会による審査、指定管理者候補決定
10月21日	第三回練馬区議会定例会 (練馬区立知的障害者生活寮条例改正案議決)

5 選定の理由

社会福祉法人東京都知的障害者育成会の企画・提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該団体については、しらゆり荘を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(評価は、別表のとおり)

なお、指定管理者選定検討部会では、第2回に、有識者委員2名を加えて評価を行った。

- (1) 個人情報保護について基本方針が策定されており、運営の公正性、透明性が図られていること。
- (2) 理事会の定期的な開催や、法令等の遵守に対する取組が行われていること。
- (3) 都内で約150か所のグループホームを運営し、平成16年2月には区で初の指定管理者として貫井福祉園の運営を行うなど、豊富な実績・経験・知識を有していると認められること。
- (4) 適正な人員配置がされており、事業計画などが適正であること。
- (5) 関係機関との連携を図り、退寮後の自立生活に向けての支援に力を入れるなど、企画内容およびプレゼンテーションにおいて、受託への意欲が認められること。
- (6) 防災に関する研修を受講し、生活寮関係無断外出時緊急対応マニュアルを作成するなど、危機管理体制への前向きな取組が行われており、また、健康管理状況表を作成し、保護者、主治医との連携を図るなど、寮生への配慮がされていること。
- (7) 開設以来22年間にわたり健康管理や安全に配慮した運営を行い、今後も安定した支援を行う能力を有していること。
- (8) 家庭的で親身な対応を行い、退寮した寮生も時々顔を見せに来るなど、暖かな生活寮を運営していること。
- (9) グループホーム会議、ブロック別研修を定期的に開催するなど、質の高い福祉サービスが期待できること。
- (10) 知的障害者一人ひとりの人権と意思を尊重し、主体的に地域生活が送れるような社会

福祉の実現に努力するという法人の基本理念が明文化されており、毎年発行される「しおり」等で職員や利用者への周知がされていること。

- (11) 代替職員は近隣居住者を登録しているほか、毎日の食材や物品等は、地元での購入に努めるなどの取組を行っていること。
- (12) 専門的なサービス提供についてのスキル・ノウハウを十分に有しており、また、地域住民との日々の挨拶の習慣化を図るなど、地域に根ざした生活寮運営を行っていること。

問い合わせ先

練馬区健康福祉事業本部保健福祉部障害者課管理係

担当 八木 電話 03(3993)1111 内線 7361 FAX 03(5984)1214

別表

指定管理者（社会福祉法人東京都知的障害者育成会）の評価結果（練馬区立しらゆり荘）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 法人の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安定性	5点	3点
2 法人運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 法人運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	5点
5 効率的運営・効率化への取組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 法人の理念・姿勢 (1) 法人の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 法人の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内法人・区民雇用の促進 (1) 区内法人である (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	10点	8点
13 事業等の提案 (1) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (2) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (3) 専門的なサービス提供についてのスキルやノウハウの有無 (4) 地域に開かれた運営の有無	15点	12点
合 計	100点	80点